

住民基本台帳事務における支援措置



【参考 HP はこちら】

概要

DV、ストーカー行為等の被害を受けて、相手方から逃れた方が、現住所を探索され、同様の被害を再度受けることがないよう、現住所が記載された「住民票の写し」や「戸籍の附票の写し」等について、相手方からの請求（交付）を制限する制度です。

※住民票等の請求全てを拒否する制度ではありません。利害関係人、有識者(弁護士等)等からの請求があった場合には、相手方に住所が伝わる恐れがないことを確認した上で応じます。

※相手方が同じでも、住所が別の時は、それぞれ支援措置の申出が必要です。

申出ができる人

次の被害を受けた方のうち、現住所が判明することで、同様の被害を再度受ける恐れのある方

- **DV**………配偶者(事実婚を含む)から心身への暴力又はこれに準ずる心身に有害な影響を及ぼす言動を受けた方や暴力等を受けて離婚した方
- **ストーカー行為**…つきまとい等をされて心身の安全・平穏・名誉が害された方や行動の自由が著しく害される不安を持つ方
- **児童虐待**…保護者や同居人から暴行・わいせつ行為・監護放棄・暴言等の虐待を受けた児童
- **その他上記に準ずる被害**

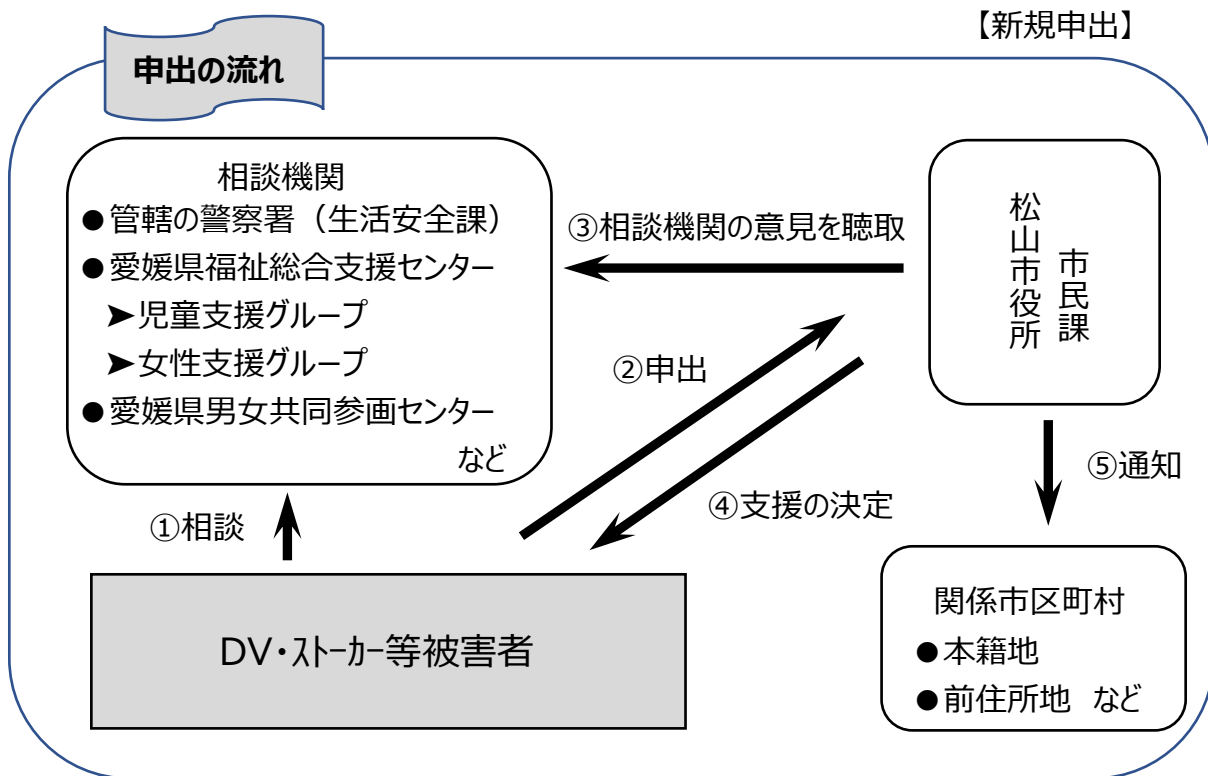
注意

★以下にあたる場合は**支援措置を受けられません**

- 住民登録している住所に住まわっていない方
- 相手方に現住所を知られている方
- 相手方が特定できていない方
- 近隣、親族、会社、債権債務、相続など、トラブルは発生しているが、DV等の被害はない方 など

住所変更と支援申出を同時に提出していただくことで、現住所が保護されます。

※被害に関すること、支援措置の必要性については異なりますので、ご理解をお願いします。



注) 保護命令決定書、ストーカー規制法に基づく警告等実施書面などの文書をお持ちの方は、②の申出から可能です。

注) 申出の際、本人確認書類として、マイナンバーカード、運転免許証、パスポート等が必要です。

注) **支援措置する期間は、1年間**です。引き続き支援が必要なときは、延長申出（更新手続）が必要です。

注) **延長申出（更新手続）されない方は、期間到来をもって支援措置が終了することになりますので、お忘れなようご注意ください。**

注) 支援措置を受けると、コンビニで住民票が取れなくなるなど行政サービスの一部が制限されます。

【主な相談機関の連絡先】

- DV・ストーカー行為
 - 住所を管轄する警察署の生活安全課
 - ・松山東警察署(Tel) 943-0110
 - ・松山西警察署(Tel) 952-0110
 - ・松山南警察署(Tel) 958-0110
- DV
 - 愛媛県福祉総合支援センター
 - 女性支援グループ(Tel) 927-3490
 - 愛媛県男女共同参画センター(Tel) 926-1644
- 児童虐待
 - 愛媛県福祉総合支援センター
 - 児童支援グループ(Tel) 922-5040

【支援措置に関する問い合わせ先】

〒790-8571
愛媛県松山市二番町4丁目7番地2
松山市市民部市民課
(松山市役所本館1階)
住民記録担当
(Tel)089-948-6337